

避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について

水防法および土砂災害防止法において、要配慮者利用施設の所有者または管理者には

○「避難確保計画」の作成、市長への報告

○「避難確保計画に基づく避難訓練」の実施、市長への訓練実施結果の報告

が義務付けられています。

1 義務付けの対象となる要配慮者利用施設とは

義務付けの対象となるのは、浸水想定区域または土砂災害警戒区域(土砂災害特別警戒区域)内に立地し、かつ要配慮者利用施設として「山口市地域防災計画」に名称と所在地が定められた施設です。

対象となる施設の一覧を山口市ウェブサイトに掲載しておりますので、ご確認ください。

※令和6年度、新たに対象となった施設の施設管理者様宛てに、本年11月、市防災危機管理課から通知を発送しております。

内容を御確認のうえ、下記に記載しております「避難確保計画の作成、市長への報告」及び「避難確保計画に基づく避難訓練の実施、市長への訓練実施結果の報告」についてお取り組みいただきますようお願いいたします。

2 避難確保計画の作成、市長への報告について

洪水や土砂災害時における防災体制や訓練の実施に関する事項等を定めた「避難確保計画」を作成してください。作成にあたっては、市ウェブサイトに掲載しております、作成の手引きや計画のひな形、チェックシート等をご活用ください。

作成された計画(2部)に「避難確保計画作成(変更)報告書」と「チェックシート」を添付され、市防災危機管理課へ郵送、FAX、電子メール、直接持参のいずれかの方法でご提出ください。

※すでに計画を作成されている施設におかれましては、定期的な内容の見直しを行ってください。計画に変更が生じる場合には、市へ変更の報告をお願いいたします。

3 避難確保計画に基づく避難訓練の実施、市長への訓練実施結果の報告について

避難確保計画に基づく避難訓練を原則、年1回以上実施してください。

訓練終了後には、参加者で意見交換や検証を行い、必要に応じて避難確保計画の見直しを行ってください。

また、訓練実施結果について、「避難訓練実施結果報告書」により、訓練実施後、概ね1か月以内に市防災危機管理課へ郵送、電子メール、FAX、直接持参のいずれかの方法でご提出ください。

4 避難確保計画や避難訓練実施結果報告等の提出先

山口市防災危機管理課(山口総合支所3階)

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

TEL 083-934-2723 / FAX 083-934-2958

Email bousai@city.yamaguchi.lg.jp

本件に関して、詳しくは市ウェブサイト内「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」をご覧ください。

<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/4/52674.html>